北名古屋市 立西春小学校 おやじの会 規約

(目的等)

第1条 女性も男性も参加した地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ることを目的として、PTA会員の父親を中心に 参加を呼びかけ、PTA及び学校の理解のもとに、西春小学校おやじの会(以下「おやじの会という。」を置く

(活動内容)

- 第2条 おやじの会は、次に掲げる活動を行う
 - (1) 学校教育への支援活動
 - (2) 学校教育やPTA活動への父親参加の啓発活動
 - (3) 家庭教育に関するシンポジウム、講演会、勉強会、座談会等の開催
 - (4) 子どもが親子又は大人とふれあう活動
 - (5) 子どもの悩み、進路等の相談活動
 - (6) いじめ、問題行動、非行等の防止活動
 - (7) 親子による地域ボランティア活動、奉仕活動、体験活動
 - (8) その他、子どもたちの健全育成を図る活動

(組織)

第3条 おやじの会は、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図り、また学校支援に対して理解がある者を会員として組織する

(役員)

- 第4条 おやじの会に、次の役員を置く
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 会計 1人
 - (4) 会計監査 1人
 - (5) 書記 1人 ※事務局が兼任できる時は必要としない
 - (6) 事務局 1人以上

(役員の選出)

第5条 会長は、最終学年の会員、もしくは会員内の互選により定める 副会長、会計、会計監査、事務局は、会員内の立候補、もしくは会員内から会長が指名する

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない 役員に欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、おやじの会を代表する

副会長は、会長を補佐し、会長が事故や病気などによりその職務を全うできない場合、その職務を代理する 会計は、おやじの会の会計事務を行う

会計監査は、おやじの会の会計を監査する

事務局は、おやじの会の事務を処理する

(座談会又は連絡会議)

第8条 おやじの会の連絡会議又は座談会は、会長が招集し、年度中に3回以上開催する

(会計)

第9条 おやじの会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる

(会計年度)

第10条 おやじの会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(事務局)

第11条 おやじの会の事務局は、北名古屋市立西春小学校に置く

(雑則)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、おやじの会の運営に関し、必要な事項は会長が定める
- 第13条 会長の判断により前年度役員の承諾を持ってその会員を役員補佐として本年度役員に加えることができる

附則 この規約は、2021年4月1日から施行する。